



## 地域で認知症を支える パート2 ～声かけ実践編～ に参加して

小規模はるかぜ 緒方／看護小規模 永田

熊本の陸の玄関口「熊本駅」。いろいろな人が行き交う場所で、もし困っている人がいたとしたら、それが特に高齢者だったとしたら、あなたはどのように声をかけますか。7月18日、ささえりあ花陵の主催で白坪・古町・春日の3校区合同徘徊模擬訓練が開催されました。

一通り認知症についての話があった後、グループに分かれて訓練開始。困っている高齢者に出会った時、どのように声をかけたら、安心して自宅まで無事に帰ることができるのか。講義で習った対応のポイントと、普段から接している気持ちを思い出してシミュレーションを行いました。



「〇〇さんのお父さん  
こんにちは！」  
いかにも知り合いの  
お父さんにぴったり  
会ったという設定。



自然な流れで  
話を進める。

### 一具体的な対応の7つのポイント一

- ① まずは、見守る
- ② 余裕をもって対応する
- ③ 声をかけるときは1人で（協力者は側に）
- ④ うしろから声をかけない
- ⑤ 相手の目線に合わせてやさしい口調で
- ⑥ おだやかに、はっきりした言葉で
- ⑦ 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する



今回の訓練のモデルさんは素直に一緒に行動していただきましたが実際はなかなかうまくいきません。また1人で行動することには勇気も必要です。協力してくれる人と共に行動をすると、第一発見者にも余裕が生まれます。いきなり「交番に行きましょう」ではなく、「少し、お話が出来る場所に行きませんか？」と、さりげない声掛けの大切さも学びました。



私は、認知症の方の役としてロールプレイに参加しましたが、声かけ役の方は皆さん「困っている人を助けよう」と真剣に取り組んでおられました。知らない方に声をかけるのはとても勇気が必要だと思いますが、今回、反対に声をかけられる側の気持ちも理解でき、不安がられないような声かけとは？と考えるよいきっかけになりました。（看護小規模：永田昌代）



## はるかぜ居宅介護支援事業所 からの お知らせ

熊本地震で被災された方の中で、熊本市の認定を受けていた利用者さんは、9月までは介護保険サービス料が免除になっていますが、10月からは地震発生以前と同じ自己負担金が発生します。

詳しくは担当のケアマネジャーにお尋ねになるか、熊本市のホームページにも情報がありますのでご参考にさせていただきます。

お問合せ：各区役所福祉課 もしくは  
熊本市高齢介護福祉課（328-2347）

※ 介護保険サービスの利用や申請などもお気軽にご相談下さい。

（はるかぜ居宅介護支援事業所 菅田）

平成29年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の取扱いについて（平成29年9月利用分まで期間を延長しました）

平成28年熊本地震で被災された方のうち、次の(1)から(5)に該当する方は、減額・免除認定（なすみ色）を提示することで平成28年4月利用分から平成29年9月利用分まで介護サービス利用料が免除されます。（「平成29年2月利用分まで」、「平成29年9月利用分まで」に期間延長しました。）なお、すでに申請され、減額・免除認定（なすみ色）をお持ちの方は、改めて申請をいただく必要はありません。尚、から有効期間の延長された減額免除認定（なすみ色）をお手元にお持ち下さい。

まだ申請されていない方には、減額・免除認定（なすみ色）を交付しますので、利用時（コピー）等に案内書の内容を参照して介護サービス利用料減額申請書を自治体福祉課等に提出ください。（申請期）

(1)地震の発生後、半年経過後はこれに準ずる認定を受けた方  
(2)対象補償費がなくなるまで介護料を徴収された方  
(3)対象認定補償費が方向不明となった方  
(4)対象補償費が業務を中止したが停止した方  
(5)対象補償費が失効したが、現在収入がなくなった方  
※ 介護サービス利用料減額申請書（PDF：138.8キロバイト）

医療保険の一部  
負担金免除も同じく  
9/30までです。

